

平成27年 第2回定例会

10月27日(火)

平成27年第2回定例会会議録目次

1	会議録署名議員の指名	3
2	会期の決定	4
3	行政報告	4
4	議案第9号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について	6
5	議案第10号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	9
6	議案第11号 多摩六都科学館組合例規等の内容精査に伴う条例の整備に関する条例	10
7	議案第12号 平成26年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について	13
8	議案第13号 平成27年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）	33

平成27年多摩六都科学館組合議会
第2回定例会会議録

○期 日 平成27年10月27日(火)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(9名)

1番	磯山亮君	2番	佐藤徹君
3番	村山淳子君	4番	朝木直子君
5番	斉藤実君	6番	西畑春政君
8番	永田雅子君	9番	小林たつや君
10番	大林光昭君		

○欠席議員(1名)

7番 白石玲子君

○出席説明員

管理者	丸山浩一君	監査委員	高木保男君
会計 管理者	小谷野佳一君	事務局長	坂口基成君
事務局 次長	神田正彦君	管理課 主査	豊田和徳君

○議会職員出席者

書記	内海謙一君	書記	星智加子君
----	-------	----	-------

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第9号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 第5 議案第10号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第11号 多摩六都科学館組合例規等の内容精査に伴う条例の整備に関する条例
- 第7 議案第12号 平成26年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 議案第13号 平成27年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）

平成27年多摩六都科学館組合議会第2回定例会

平成27年10月27日（火）午後2時開会

○議長（磯山 亮君） 皆様、こんにちは。

それでは、開会前でございますが、御報告申し上げます。

7番 白石玲子議員におかれましては、平成27年10月15日付で欠席の届け出があり、これを受理いたしました。

事務局から資料説明等がございますので、発言を許可いたします。

事務局長 坂口基成さん。

○事務局長（坂口基成君） 皆様、こんにちは。本日はありがとうございます。

まず本日、定例会終了後に、報告事項といたしまして、駐車場の整備計画など3点ほど御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、きょうは2時からの開会ということで、もし議会が早く終わりましたら、3時50分から生解説のプラネタリウムがありまして、ごらんいただけるように御用意はさせていただいております。もし時間がございましたら御案内させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の定例会の配付資料について御確認をお願いしたいと思います。まず議事日程と、右側に配付資料一覧、資料については資料1と資料6を御用意させていただいております。資料1につきましては、行政報告関係資料といたしまして例月出納検査の結果及び定期監査の結果についての資料、資料6については科学館の利用者、駐車場利用台数、利用料金などの集計表を御用意しております。資料2の給与に関する条例新旧対照表から資料5の組合の事務事業報告書及び指定管理者の事業報告書については、事前に送付済みでございます。また、参考の1といたしまして、多摩六都科学館広報用チラシ、「ロクトニュース」、催し物の御案内などをお配りいたしております。御不足のものはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。では、議長、ありがとうございます。

○議長（磯山 亮君） それでは、定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を開会いたします。

○議長（磯山 亮君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、第5番 齊藤実議員及び第6番 西畑春政議員を指名いたします。

○議長（磯山 亮君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯山 亮君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

○議長（磯山 亮君） 日程第3「行政報告」を議題といたします。

報告を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

平成27年第1回定例会から現在までの事務事業執行状況の主なものについて御報告申し上げます。

最初に、入館者等の状況につきまして御報告申し上げます。

平成27年4月から9月までの6カ月間の入館者は13万5,861人で、前年と比較いたしますと1万5,910人、率にしますと13.3%の増となっており、7月、8月、9月の各月とも月間の最多入館者数となっております。

駐車場の利用台数は、4月から9月まで2万552台で、前年比4,603台、率にしますと28.9%の増となっております。

入館者数、駐車台数の増につきましては、7月18日の夏休みから東側の新しい駐車場の運用を開始し、昨年に比べ170台の駐車台数が確保できたことが大きな理由と考えております。

次に、10月1日に実施いたしました定期監査、例月出納検査、決算審査について御報告いたします。

定期監査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第2条第1項の規定に基づき、平成27年4月から8月までの財務に関する事務の執行状況の監査でございます。例月出納検査は、同監査委員条例第4条の規定に基づく平成27年6月から8月までの各月の現金出納事務についての検査でございます。また、平成26年度の一般会計歳入歳出決算審査もあわせて実施してお

ります。その結果につきましては、いずれも適正な事務執行である旨、監査委員から御報告
いただいております。

次に、管理運営状況でございますが、事業実施、施設設備管理、自主事業等において良好
な管理運営を行っているところでございます。

実施事業につきましては、4月には春の特別展として「学ぼう自然災害～正しく知って身
を守る」、ゴールデンウィークには特別イベントとして「ロクト ロボットパーク2015」、
夏休みには、夏の特別企画展として「世界は錯覚でできている?! 感覚の迷宮」を開催いた
しました。各イベントとも昨年と同様多くの方に御来場いただいております。

また、夏休み期間中に、多摩北部広域子ども体験塾として、山梨県清里で宿泊での「天の
川観望ツアー」を3回実施し、各回約70名の子どもが参加しております。また、秋には西武
池袋線100周年の記念、秋の特別企画展として「GO! GO! たまろくトレイン 鉄道のヒ
ミツ大解剖」を9月19日から10月25日まで実施し、こちらも多くの方に御来場いただき、御
好評をいただいております。

また、科学館と東京大学宇宙線研究所で広報・啓発活動に関する相互協定を5月16日に締
結いたしました。そのときにいらした所長が今回ノーベル物理学賞を受賞されました梶田隆
章先生で、当日は調印式に引き続き宇宙線に関する講演を行っていただきました。今回、受
賞対象となりましたニュートリノに関する展示も行ってきておりますが、今後も東京大学宇
宙線研究所とは共催イベントなどを開催していく予定としております。

次に、駐車場の整備状況でございます。昨年度は東側の新しい駐車場の路盤までの工事を
行いましたが、平成27年度は舗装工事として新たに指名競争入札を行い、5月に東村山市の
光建設と契約し、夏休み初日の7月18日に運用を開始しております。

今後の予定でございますが、館庭の西側に西東京市のコミュニティバスであります「はな
バス」の駐車場を設ける予定としております。はなバスについては、現在、西東京市におい
て花小金井駅までの乗り入れを計画しておりますので、その運行経路に伴う設計の協議を道
路管理者、運行事業者などを行っている状況でございます。協議状況によりましては、翌年
度、平成28年度の工事も想定しております。

最後に、現在、多摩六都科学館の入館者の状況は順調に推移しておりますが、組合といた
しましても、指定管理者と協力して地域との連携を図り、多くの方に来場していただき、楽
しんでもらえる科学館を目指してまいります。組合議員の皆様には、引き続き多摩六都科学
館に対して御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていた

だきます。

○議長（磯山 亮君） 報告を終わります。

行政報告に対する質疑をお受けいたします。

永田議員。

○8番（永田雅子君） 不勉強で申しわけありません。ちょっと教えていただきたいんですけども、行政報告の中で、駐車場の中にこれからはなバスの停留所がつくられるということで、花小金井までの乗り入れとなるということなんですけれども、はなバスというのは田無から運行している。田無はわかっているんですけども……（「西東京ですね」と呼ぶ者あり）西東京です。花小金井というのはこれから新しいルートとして運行することになるのか。それとも、既に運行されていて、それがこの駐車場を発着点になるのか。どちらなのか教えていただきたいと思います。

○議長（磯山 亮君） 坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） お答えいたします。現在のはなバスは、田無駅から科学館まで来ていただいて、そこからまた田無駅に戻るというルートになっておりますけれども、来年の4月から小平市の花小金井駅のほうに乗り入れるということで計画をしていると聞いております。ですから、新しいルートとして花小金井のほうに来年の4月から乗り入れる予定でございます。

○議長（磯山 亮君） 永田議員。

○8番（永田雅子君） 確認なんですけれども、駅からだと田無駅と花小金井駅からこちらに来れるということでしょうか。

○議長（磯山 亮君） 坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） 田無駅を発着しまして、科学館を経由して花小金井駅で折り返して、また田無駅に戻るというルートということでございます。

○8番（永田雅子君） そういうことですね。了解しました。

○議長（磯山 亮君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯山 亮君） それでは、質疑なしと認め、行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（磯山 亮君） 日程第4「議案第9号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第9号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成27年10月1日より西東京市一般職の職員給与に係る通勤手当が改正されることに伴い、西東京市の給与制度に準拠している多摩六都科学館組合職員の通勤手当の見直しを行い、関連する規定の整備を行う必要があるため、専決処分をいたしたもので、地方自治法第179条第3項の規定により、御報告するものでございます。

後ほど、事務局から補足説明をさせていただきますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯山 亮君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 坂口基成さん。

○事務局長（坂口基成君） それでは、議案第9号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、管理者に補足して御説明を申し上げます。

本案につきましては、平成27年10月1日より西東京市一般職の職員給与に係る通勤手当が改正されることに伴い、西東京市の給与制度に準拠している多摩六都科学館組合職員の通勤手当の見直しを行い、関連する規定の整備を行う必要があるため、9月30日付で専決処分いたしたものでございます。

改正内容につきましては、通勤手当に係る支給対象要件を現行の1.5キロメートル以上から2キロメートル以上に改めるものでございます。

恐れ入りますが、お手元に配布いたしました資料2「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例新旧対照表」をごらんいただきたいと思います。第13条第1項第1号及び第2号でございます。交通機関等利用者及び自転車等使用者の支給要件を現行の1.5キロ以上から2キロ以上に改めるものでございます。

次に、今回の一部改正条例の附則でございます。附則の第1項は、施行期日を定めております。本条例は、平成27年10月1日から施行するものでございます。附則の第2項は、経過措置を定めるものでございます。施行日以前に支給される通勤手当は、従前の例により支給することを規定したものでございます。

議案第9号の補足説明については以上でございます。

○議長（磯山 亮君） これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をよろしく申し上げます。西畑議員。

○6番（西畑春政君） 障害者の職員さんがいらっしゃるかどうかわかりませんが、障害者職員への対応はどうなっているのかお聞きをいたします。

○議長（磯山 亮君） 事務局長 坂口基成さん。

○事務局長（坂口基成君） 申しわけありません。通勤手当につきましては、交通機関等を利用し、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認める場合ということになっておりますので、基本的には障害者の方についても同じような形の規定ということになっております。ただ、障害者の方については通常の金額よりは高い金額の設定にいたしているところでございます。

○議長（磯山 亮君） 西畑議員。

○6番（西畑春政君） ありがとうございます。今回の改正は支給しないことの改正ですが、障害者対応は、2キロ未満においても必要とした場合においては、障害者に対して支給ができるのかどうかというのはどうなっているかというところを御説明していただければと思います。市によってはいろいろ考え方があると思うんですけども、清瀬はそのような形だということをお聞きしておりますので、こちらはどうかということでございます。

○議長（磯山 亮君） 坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） 給与に関する条例の中では、特に障害者についての規定というのはございませんけれども、通勤手当の支給、返納等に関して必要な事項は管理者が定めるということになっております。ただ、今、具体的には職員の中で障害者対応の職員はおりませんが、そのような事態になれば管理者がまた別に定めるということになるかと思えます。

○議長（磯山 亮君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯山 亮君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯山 亮君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯山 亮君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（磯山 亮君） 日程第5「議案第10号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山管理者。

○管理者（丸山浩一君） 議案第10号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成27年4月1日に西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正されたことに伴い、西東京市の勤務条件に準拠している多摩六都科学館組合職員の特別休暇の見直しを行い、関連する規定を整備する必要があるため、御提案をするものでございます。

後ほど、事務局から補足説明をさせていただきますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯山 亮君） 続いて、補足説明を求めます。坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） それでは、議案第10号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、管理者に補足して御説明を申し上げます。

本案につきましては、平成27年4月1日に西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正されたことに伴い、西東京市の勤務条件に準拠している多摩六都科学館組合職員の特別休暇の見直しを行い、関連する規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、特別休暇のうち子の看護休暇について、看護対象となる子の対象年齢を現行の9歳から12歳に改めるものであります。

恐れ入ります。資料3「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表」をごらんいただきたいと思います。

別表2の11の項でございます。看護の対象となる子を「9歳に達する日以後の最初の3月31日」から「12歳に達する日又は小学校若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）」に改めるものでございます。

次に、今回の一部改正条例の附則でございます。施行期日は、公布の日から施行するもの

でございます。

議案第10号の補足説明については以上でございます。

○議長（磯山 亮君） これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手にてよろしくお願ひします。朝木議員。

○4番（朝木直子君） この改正自体には異議はないんですが、看護休暇の実績というか、どのくらいこの休暇を利用されている方がいらっしゃるのか、わかれば教えてください。

○議長（磯山 亮君） 坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） 組合職員の実績はございません。

○4番（朝木直子君） いつからいつまで。今まで過去全部ですか。

○事務局長（坂口基成君） 科学館開設当時から今まででございます。

○議長（磯山 亮君） よろしいですか。ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯山 亮君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯山 亮君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯山 亮君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（磯山 亮君） 日程第6「議案第11号 多摩六都科学館組合例規等の内容精査に伴う条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山管理者。

○管理者（丸山浩一君） 議案第11号「多摩六都科学館組合例規等の内容精査に伴う条例の整備に関する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、昨年度多摩六都科学館組合の例規集を追録印刷方式から電子データ方式に移行したことに伴い例規全体の精査を行い、適切かつ統一的な表記にするもので、関

連する規定を整備する必要があるため、御提案するものでございます。

後ほど、事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯山 亮君） 続いて、補足説明を求めます。坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） それでは、議案第11号「多摩六都科学館組合例規等の内容精査に伴う条例の整備に関する条例」について、管理者に補足して御説明を申し上げます。

本案につきましては、昨年度、組合例規集を追録印刷方式から電子データ方式に移行することに伴い、既存の例規において軽易な字句の用法の誤りを直すことや、適切かつ統一的な用語等の表記にするなどの精査を行い、合計27条例について規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、資料の4をごらんいただきたいと思います。こちらにありますとおり、多摩六都科学館組合公告式条例から多摩六都科学館駐車場の設置及び管理に関する条例まで、27件について一括して整理するものでございます。

改正内容につきましては、次ページ以降、条例新旧対照表1ページから45ページまでのとおり改めるものでございます。

次に、今回の条例の附則でございますが、本条例の施行期日は、公布した日から施行するものでございます。

議案第11号の補足説明は以上でございます。

○議長（磯山 亮君） これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をよろしく願いいたします。大林議員。

○10番（大林光昭君） 1点だけ質問させていただきます。今、御説明の中で、条例の精査に伴って軽微な誤り云々というお話があったかと思うんですけれども、具体的に条例の誤りというのはどういうものがあったのかというのをお示しいただいてよろしいですか。

○議長（磯山 亮君） 坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） 精査の内容とも一致しますが、精査の内容は、見出しが適切であるとか、句読点の位置、あるいは読点があるかないかとか、それと、1つの文でちょっと長過ぎるから2つの文にしようとか、適切な表記の言い回し、あるいは章立ての場合の目次の挿入等がございます、用法の誤りというような形を含めて全体を精査したというような内容でございます。

○10番（大林光昭君） 恐らく、文言修正とかというのはよくあって、今おっしゃっていた

いたものの多くは誤りではないんじゃないかなと私は思うんですけども、文言、語句の部分の誤りというのがもしあったのだとすれば、それをお示しいただいてよろしいですか。

○議長（磯山 亮君） 坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） 申しわけありません。具体的には15ページですね。勤務時間、休日、休暇等に関する条例の第8条の2、「管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」というところがございしますが、こちらの「就学」という字が誤っていると、こういうところを具体的には指しております。

○10番（大林光昭君） ありがとうございます。字が間違っている話だということで、条例は大事なので、組合議会で審査をした条例について瑕疵があったということではないということではよろしいかどうか、これを確認させてください。

○議長（磯山 亮君） 坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） 条例そのものに瑕疵があったというふうには捉えておりません。

○10番（大林光昭君） 終わります。

○議長（磯山 亮君） ほかに質疑ございますでしょうか。西畑議員。

○6番（西畑春政君） まず、資料の4ですけども、目次が37ページまでしかないんです。裏はこうなっちゃっているんですけど、1番から。ミスでいいんですか。私のだけだったらかえていただければと思います。（「みんな一緒です」と呼ぶ者あり）一緒やね。

○議長（磯山 亮君） 坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） 大変申しわけございません。ちょっと印刷のときの不具合みたいですので、後で差し替えさせていただきたいと思います。大変申しわけございません。

○6番（西畑春政君） 1枚くれたらよろしいです。

それと、最初の5条なんですけれども、「管理者」を「当該機関を代表する者」と読み替えるということですね。次の「管理者名」のところも「当該機関を代表する者」になっているんですね。「印」のところは「代表する者の印」となっていますけれども、間違っているかどうか知りませんが、この形でいくと「当該機関を代表する者の名」ということじゃないんですかね。このままでいいならいいんですけども、その辺どう考えているかということをお願いいたします。

○議長（磯山 亮君） 西畑議員、すみません。ここで、議事の都合により暫時休憩させていただきます。資料も今御用意してもらいますので、すみません。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（磯山 亮君） 休憩を閉じて再開いたします。

お諮りいたします。

休憩中に事務局の説明がありましたとおり、日程第6「議案第11号 多摩六都科学館組合理例規等の内容精査に伴う条例の整備に関する条例」を取り下げることに同意をいただけるかどうか、決をとりたいと思います。

お諮りいたします。

議案第11号を取り下げることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯山 亮君） 挙手全員でございます。

それでは、議案第11号を取り下げることに決しました。

お諮りいたします。

この際、議事日程の変更をする必要がございますので、議事日程第6を取り下げることで、日程第7が日程第6、日程第8が日程第7と変更することに御同意いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯山 亮君） 御異議なしと認めます。

○議長（磯山 亮君） それでは、日程第6「議案第12号 平成26年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山管理者。

○管理者（丸山浩一君） 議案第12号「平成26年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成26年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付する必要があるため、御提案申し上げます。

後ほど、事務局から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯山 亮君） 続いて、補足説明を求めます。坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） それでは、議案第12号「平成26年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算」につきまして、管理者に補足して御説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の1ページをお願いいたします。本決算は、歳入歳出予算現額5億2,883万5,000円に対しまして、歳入決算額5億2,884万2,095円、歳出決算額5億1,831万8,840円でございます。歳入歳出差引残額及び翌年度繰越額は、同額で1,052万3,255円となっております。

内容の説明につきましては、恐縮ではございますが、主なものについての説明とさせていただきます。

事項別明細書の12、13ページをお願いいたします。第1款分担金及び負担金は当初予算額3億8,200万円、調定額、収入済額とも同額となっております。

なお、13ページの備考に構成市別の負担金額がございますので、御参照をお願いいたします。

第2款使用料及び手数料は、当初予算額22万8,000円に対して収入済額22万8,348円で、自動販売機の設置使用料でございます。

第3款財産収入は、予算現額4万5,000円に対し、収入済額は4万6,047円、内訳は基金の利子収入でございます。

14、15ページをお願いいたします。第5款繰入金は、当初予算額1億7,500万円に5,118万円を減額補正し、予算現額1億2,382万円に対して、調定額、収入済額とも同額となっております。

第6款繰越金は、1,212万5,000円を増額補正し、予算現額1,262万5,000円に対し、調定額、収入済額とも1,262万5,621円となっております。これは前年度、平成25年度の決算剰余金によるものでございます。

第7款諸収入、第2項雑入は、1,008万7,000円を増額補正し、予算現額1,011万6,000円に対して、収入済額は1,012万2,079円となっております。これは平成25年度の指定管理者利用料金還元金による増が主なものでございます。

以上の結果、歳入は当初予算額5億5,780万3,000円に2,896万8,000円を減額補正し、予算現額5億2,883万5,000円に対し、調定額、収入済額ともに5億2,884万2,095円となっております。

続きまして、歳出でございます。16、17ページをお願いいたします。

第1款議会費は、予算現額151万4,000円に対し、支出済額128万5,556円、不用額22万

8,444円となり、執行率は84.9%となっております。

第2款総務費は、当初予算額1億12万6,000円に1,674万2,000円を増額補正し、予算現額1億1,686万8,000円に対して支出済額は1億1,261万359円、不用額425万7,641円で、執行率は96.4%となっております。不用額につきましては、第1項第1目一般管理費の職員手当等や需用費などによるものが主なものでございます。

18、19ページをお願いいたします。第11節需用費は、支出済額1,752万6,188円で、修繕料が主な内容となっております。

第13節委託料は、支出済額385万4,736円で、主な内容は、組合事務室ネットワーク保守管理業務、例規管理システム構築及び運用業務などでございます。

第15節工事請負費は、支出済額838万7,118円で、主な内容は、防犯カメラ設置工事などでございます。

第25節積立金でございますが、財政調整基金につきましては、平成25年度の決算剰余金の2分の1相当額、施設整備基金につきましては、指定管理者利用料金還元金を積み立てております。また、大型空調機の緊急修繕のため、積立金から第11節需用費に1,040万円を流用いたしております。

20、21ページをお願いいたします。続きまして、第3款事業費でございますが、当初予算額4億5,251万2,000円に4,571万円を減額補正し、予算現額4億680万2,000円に対し、支出済額が4億226万9,720円、不用額は453万2,280円、執行率98.9%となっております。

事業費の主な内容は、第1項第1目運営事業費、第13節委託料の指定管理者業務と第2目建設事業費の第15節工事請負費の駐車場整備工事でございます。

第4款公債費については、駐車場用地購入のため借り入れた東京都区市町村振興基金の償還利子の初年度分でございます。

第5款予備費については、支出はございませんでした。

以上の結果、歳出合計は、当初予算額5億5,780万3,000円、補正予算額2,896万8,000円の減額により、予算現額5億2,883万5,000円となり、これに対し支出済額は5億1,831万8,840円、不用額は1,051万6,160円で、執行率は98.0%となっております。

22ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が5億2,884万2,095円、歳出総額が5億1,831万8,840円、歳入歳出差引残額が1,052万3,255円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支も1,052万3,255円となっております。

24、25ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。1の公有財産、2の

物品につきましては、年度内の増減はございませんでした。3の基金につきましては、平成26年度末において、財政調整基金が9,115万209円、施設整備基金が7,726万1,153円となっております。前年度に比較し、財政調整基金は1.1%の減、施設整備基金は53.1%の減となっております。施設整備基金の減につきましては、駐車場整備事業の財源に充当したものでございます。

以上、雑駁でございますが、平成26年度の決算の補足説明とさせていただきます。

○議長（磯山 亮君） 続いて、監査委員の審査報告を求めます。

監査委員 高木保男さん。

○監査委員（高木保男君） それでは、平成26年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算審査について報告いたします。

平成26年度の決算審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成27年10月1日に、多摩六都科学館組合202会議室において実施いたしました。

管理者から提出された「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」をもとに、地方自治法第2条第14項の規定の趣旨と予算議決の精神に基づき、計数の正確性の検証を行いました。さらに、法令に基づいて予算が適正に執行されたか、基金の管理が適正になされているかなど関係書類と照合し、会計管理者出席のもと、必要な事項は職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

その結果、審査に付されました平成26年度歳入歳出決算及び附属書類は法令に準拠して作成されており、誤りや不適切な点は認められないことを確認いたしましたので、その結果につきまして、ここに御報告申し上げます。

平成26年度は、入館者数が過去最高である平成25年度の20万9,000人には及びませんでしたが、20万人を超える多くの方々に利用されております。これら高い集客力は、多くの関係者の努力の結果によるものと考えられますが、指定管理者による管理運営が本格的な軌道に入ったことをあらわすとともに、利用者サービスのさらなる向上に努められた結果であると考えられます。

歳入では、最も大きな割合を占める分担金及び負担金が前年に比べ700万円、1.9%増の3億8,200万円となっております。これは消費税率が5%から8%に引き上げられたことによるものであり、財政調整基金からの繰り入れなどにより、分担金及び負担金の増を極力抑制することに努められたものとなっております。諸収入では、前年度、平成25年度分の利用料金還元金として約1,000万円を歳入しております。

歳出では、平成25年度に購入した東側隣地の駐車場の整備に着手しており、工事費等の支出については適切に行われておりました。

施設整備に関しては、科学館が築21年を経過し老朽化が進行している状況で、大規模な修繕の必要性が高まってきております。安全を第一とした施設利用のため、適切な保守管理を行うとともに、計画的な施設保全や、施設整備基金の安定的な確保についても取り組まれていくことを望みます。

不用額について精査したところ、合計で1,050万円ほどありましたが、業務効率化等による職員手当の減、需用費における修繕料の保留分、工事請負費における契約差金などによるものでありました。今後、科学館を取り巻く環境は、厳しい財政状況に加え、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来などさまざまな課題が存在しております。

これからも科学館の行政サービスを適切かつ持続的に供給できるよう安定的な経営環境の整備に取り組まれ、指定管理者との協働のもと、地域のための科学館として、多摩六都圏域市民のニーズに合った事業が展開されることを望みます。

以上で、平成26年度決算の決算審査報告とさせていただきます。

○議長（磯山 亮君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をよろしくお願いします。佐藤議員。

○2番（佐藤 徹君） 御説明ありがとうございます。15ページの指定管理者利用料金の還元金1,008万7,776円ということで、監査委員のほうからも今御説明がございましたが、指定管理者のところが順調にいつているという御説明なんです、これは非常に大きな金額だと思っています。恐らく多摩地域でもこれだけ一部事務組合で指定管理者から還元金がある団体は少ないと思うんですけども、率直にこの数字をどういうふうに評価しておられて、今年度の見通しも含めてこの数字をどう評価しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（磯山 亮君） 坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） 指定管理者利用料金還元金が1,000万円出たというのは、科学館としても多くの方に来ていただいている結果と捉えております。また、指定管理者の民間の力がかなり大きいということで、指定管理制度を導入して、民間の力で館の運営をしていただいた大きな成果の1つだろうというふうに考えております。

それで、この利用料金還元金につきましては、今後の見通しというお話もございましたが、平成26年度から消費税率が上がりまして、利用料金のほうを値上げしておりませんので、今

まで9,000万円を超えた部分がお互いに協議して利用料金還元金に充てるというような協定を結んでおりましたけれども、1億円を超える部分について利用料金還元金3割を組合、7割を指定管理者というような形の協定にいたしておりますので、1,000万円がそのまま今後も続くということではないと考えております。

また、平成26年度の決算では、利用料金還元金が約500万円ほどという結果になっております。ただ、今後、消費税率が10%に上がるときには利用料金のほうも改定させていただくような考えでおりますので、その時点ではまた協定の見直しを行いまして、今のような状況で利用者の方が増えていただければ、利用料金還元金のほうもあわせて増額していくというような形では考えているところでございます。

○議長（磯山 亮君） ほかに質疑はございませんでしょうか。永田議員。

○8番（永田雅子君） ちょっと伺いたいですけれども、歳出を見させていただいたところ、災害時用の備蓄品について明示されていないかなと思ったんですけれども、実際のところ、多摩六都科学館の中におきましては、備蓄倉庫、また備蓄品についてどのような状況になっているのか伺いたいと思います。

2点目なんですけれども、駐車場についてです。現在のところ、新しい駐車場と、今まで借りていた現存のところを当面お借りしていくということになっている中、駐車場に関する指定管理料についてどのようになるのか伺います。

○議長（磯山 亮君） それでは、順次お答えのほうをよろしく願いいたします。神田次長。

○事務局次長（神田正彦君） 最初の備蓄品についての御質問にお答えいたします。これについては、組合のほうの規則にも一定の備蓄をするということで整えておりまして、水、食料、それから毛布等でございます。ただ、これはお客様に広範にお渡しするものというよりは、最低限のものを確保しているにすぎませんので、これとは別に指定管理者のほうにも災害用の備蓄をするようにということでお願いをしております。まだまだ十分な量ではないんですが、今後、やはり大規模災害の際には帰宅困難者等が出るということも予想されますので、これについてはなお一層備蓄に努めてまいりたいと思っております。

○議長（磯山 亮君） 坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） 駐車場の管理に係る指定管理料についてですけれども、こちらは館そのものの指定管理料と一緒にっておりますので、特に駐車場についての指定管理料ということで区分けはしておりません。

○議長（磯山 亮君） 永田議員。

○8番（永田雅子君） 備蓄品についてなんですけれども、3年前に東京都のほうでは帰宅困難者対策条例が制定されて、少なくとも働いている方の3日分の食料品などを常時備蓄していくようにという条例が制定されたと聞いているところです。全ての職員の方が歩いて帰れるわけでもないと思いますし、また大震災が発災したときにお客様がいらっしゃって、そのお客様がやはり帰宅困難者となるという可能性も大いにあると思いますので、無制限に整備しろと言っているわけじゃなくて、徐々に整備していただけたらなと思います。

あと、駐車場に関してなんですけれども、科学館と駐車場はもちろん同じ指定管理者なので指定管理料としては1つの枠だということなんですけれども、さらに駐車場の規模が現在大きくなっていますよね。そういう中で、前年度と同じ指定管理料で、例えばですけれども、来年度にかかる予算もその範囲で大丈夫という確認でよろしいでしょうか。

○議長（磯山 亮君） 永田議員、1点目は御意見でよろしいですか。質問ですか。

○8番（永田雅子君） 要望でいいです。

○議長（磯山 亮君） それでは、駐車場の件について。事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 駐車場につきましては、従来120台のところは170台と台数も増えております。また、自動ゲート機の導入については指定管理者の負担ということにもなっておりますので、従来と若干条件は変わってきておりますけれども、指定管理料については変わらない、値上げはいたしませんということで御了解をいただいて、来年度の協議にも臨むつもりでおります。

○8番（永田雅子君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（磯山 亮君） ほかに質疑はございませんでしょうか。西畑議員。

○6番（西畑春政君） 1つ目は、基本的な質問で申しわけないんですけれども、負担金額でございますけれども、地元負担割というのがございますね。3市。この項目の説明をお願いしたいのと、あわせまして、均等割、人口割とございますけれども、このパーセントになった背景についてもお伺いをしたいと思います。

それと、監査の意見書にもございますけれども、「構成市の厳しい財政状況に影響を与えることのないよう歳出削減に努めていくとともに、将来における多摩六都科学館組合の安定的な運営基盤を確保するため」云々とございますが、「歳出の削減に努めていく」ということ、そしてまた「安定的な運営基盤の確保」というところについては、どういうことかということをお聞きしたいと思います。

それと、駐車場のお話でございますけれども、初めて組合議員になりまして、駐車場のい

きさつがもう一つよくわからない。先ほど、172台の駐車場の一部を使用されているということだったのかなという御報告もあったように思いますけれども、基本的には28年度からという形ですね。その辺、既存の駐車場がどうで、新しい駐車場をつくるという流れの話も含めまして、そして、新しい駐車場ができることによりまして、歳出の借上料1,500万何がしというのがなくなるということもございますけれども、ほかに新しい駐車場をつくることによりまして、削減効果、メリット、デメリットがございましたら、お伺いをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（磯山 亮君） 以上4件ですね。順次お答えのほうをよろしくお願いいたします。

事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 最初の負担金の割合について御説明をいたします。現在、負担金は均等割が37.5%、人口割が52.5%、地元負担割が10%ということで、5市にそれぞれお願いをしております。負担金の均等割と人口割を設定している理由というのは、やはり市の人口規模に応じて負担を応分しようということ。それから、地元負担割を設定しているのは、科学館が立地する近隣市について、また、立地している西東京市については負担額を多めに取るというような考え方から設定をされております。

したがって、地元負担割については、西東京市が旧田無と保谷市に2つ分かれておりました時代のことから、現在、2市分を負担しております。それから、東久留米市さん、小平市さんにそれぞれ1市分ずつお願いをしております。東村山市さんと清瀬市さんには地元負担割はございません。

それと、均等割と人口割の比率でございますが、これが決まってきた経緯というのは、5市の方々に協議をしていただきまして決めたことになっております。組合といたしましてはいただくほうの立場でございますので、私どものほうから数字をこれこれの割合でお願いしたいということではなくて、これについては構成5市のほうでお話し合いをいただいて、決定してきたという経緯がございます。

○議長（磯山 亮君） 坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） 科学館組合の今後の経営等について、監査委員の先生からの意見にもございましたように、今現在は多くの方に来ていただいて順調な運営をしているところでございますけれども、やはり施設の老朽化等がございますので、これから安定的な経営を続けていくためには、組合といたしまして歳出の削減ということで、現在、歳出で行っている事業、あるいは工事委託については、多少でも経費の削減ができるように努力していく必

要があるというふうに考えています。

また、安定的な経営基盤の確保という意味でも、大規模な修繕等が年度ごとの偏りがないような形で計画的な執行を行うというようなことが大切であろうかと思ひますし、場合によっては、今まで工事、あるいは修繕で行ってきたものをリース等で長い期間かけて歳出を平準化するような取り組みが必要になろうかと思ひます。また、基金についても、施設整備基金は今回駐車場の整備でかなり使ってしまったけれども、効率的な経営を行ひまして、なるべく施設整備基金を積み立てるような形の努力をしていくというようなことで考えているところでございます。

それと、駐車場の整備事業につきましては、今までその経緯についての説明がちょっと足りなかったのかもしれないです。大変申しわけございませんでした。平成25年度に東側に新しく土地を購入いたしまして、科学館自前の駐車場をつくるということで進めてきております。

こちらについては、南側に今既存の駐車場がございまして、こちらをお借りしながら運営してきておりましたけれども、一部の土地については相続で返さなくてはいけない状況になってきております。現在お借りしている駐車場についても、お借りしている方がある程度高齢の方ですので、いつ相続が発生してお返ししなくてはならない時期が来るのかというような心配もございます。

また、年度ごとの賃借料もかなりの額になっておりましたので、自前の駐車場をつくるというのが科学館にとって長年の懸案でございました。それで、たまたま東側の土地で生産緑地になっている部分が、そちらも相続の関係で買い取り申し出が出たということで、平成25年に都の基金を借りて購入をいたした次第でございます。

現在は、その工事も終わりました、今年の夏に運営を開始させていただいております。南側の駐車場については来年、平成28年度までお借りして、平成29年度からはお返しするようなことで現在考えております。その金額が約1,500万円ほどございますので、そちらの金額を東側の購入した土地の償還に充てていくということで考えております。そのような形で、自前の駐車場を持つことによって賃借料が1,500万円ほど減るということが最大のメリットでございます。

それと、後ほどまた御説明しようと考えておりましたけれども、新しい駐車場を設けまして、時間制を導入いたしております。今までは1日700円でしたけれども、時間制を導入しておりますので、短時間の利用の方、例えばプラネタリウムを見て帰るだけというような方

にとっては、駐車場を700円も払わないである程度安い値段で駐車場を利用できるという利用者にとってのメリットもあるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（磯山 亮君） 西畑議員。

○6番（西畑春政君） ありがとうございます。先ほどもございましたように、老朽化が進行しているというように言われております。それで、昨年、大規模修繕が行われたということですが、この修繕をされた内容と、そして、今後どんな修繕が必要になっているのかということと、答弁にもありましたように、そのための施設整備基金の確保はどれくらいを今後予定されているのかということをお聞きしたいと思います。

駐車場を都の基金でお借りしたということで、返済計画があらうかと思っておりますけれども、26年度に初年度の返済は利息だけになっておりますけれども、返済計画がどうなっているのかお伺いをいたします。

それと、先ほどもございましたように、還元金は26年度におきましては500万円ぐらいになるというお話でございますけれども、その数字はどこを見ればわかるのかということです。指定管理者の報告の中に明細がございますけれども、この中でわかるのでありましたら、この部分で御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯山 亮君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 平成26年度の修繕の内容についてから御説明をいたします。平成26年度では、最も金額の大きなものは、スクリーヒートポンプユニットの圧縮機の分解整備等の緊急修繕になりまして、こちらが1,031万4,000円かかっております。スクリーヒートポンプというのは、プラネタリウムとか、科学館のエントランスといった大規模空間を冷暖房するための大変大型の空調機になりまして、こちらのほうは数年に1度オーバーホールなどが必要になっている装置なんですけれども、このときはちょうどオーバーホールの時期にも当たっていたんですけれども、それよりも早く不具合が生じてしまいました。それでこれだけの修理を行っております。

関連いたしまして、スクリーヒートポンプのベアリング交換に443万円ほど、それから、同じくスクリーヒートポンプの過熱度調整計という制御装置のほうに136万円ほどかかっております。それ以外では、展示室5の空調機の室外機が不具合を起こしまして、こちらの修理に69万6,000円ほどかかっております。

また、修繕とは違いまして、工事のほうで、施設の補修・更新を行っている部分がございます。決算書に出ております防犯カメラの設置以外に、施設維持補修というふうに一括して

出ておりますが、その中身について御説明いたします。金額の大きなものとしましては、上水、雑用水の加圧給水ポンプユニットの交換というのがあります。これは、雑用水などをためておく水槽の水を交換するためのポンプが老朽化しましたので交換しております。これに216万円ほど。同じく雨水をためておく雨水槽の排水ポンプの更新で91万円ほど。そのほか、空調機の中央監視装置のUPSの更新工事で62万円ほどとなっております。

なお、指定管理者との協議におきまして、1件60万円以上のものは組合が負担して修理を行い、60万円未満のものは指定管理者が修理を行うというふうな区分けをしております。ですので、比較的小さな修理案件については指定管理者が全て修理を行っておりますので、ただいま申し上げましたのは組合のほうの分担で行った部分となります。

それから、基金の確保につきましては、御指摘のように基金の計画というのを策定中でございまして、現在、この大規模修繕と絡めて今後どれぐらい修繕のための費用がかかるか。そのためにどれぐらい基金をいつのどの時点で用意しなければいけないかということを精査しております。

あわせて、この基金のもう1つ重要な役割としましては、施設の更新がございまして。平成24年度にプラネタリウムのリニューアルを行いました。また、25年には展示のリニューアルを行いました。やはりそういったものが現在の集客につながっている大きな要因と考えておりますので、やはり適切な時期にそういった施設設備の更新を行わなければいけないということで、大規模修繕とあわせて設備の更新とともに、この貴重な財源をどういうふうに配分していくかということを検討させていただいております。

あと、東京都からの区市町村振興基金の返済についてでございますが、借り上げいたしましたのが25年度で、返済が26年度から始まっております。20年間で、3年間は元金据え置き。つまり、利子のみの返済が3年間ございまして、以降、元利償還ということになります。おむね利子につきましては、26年度の額と、それから27、28年度につきましては、それに若干プラスされたぐらいの金額が利子相当分になりますが、29年度からは元利償還が始まりますので、およそ3,100万円の償還になってまいります。これが17年間続くということになります。

償還については、償還金の原資としまして、先ほどの御説明のように、南側の駐車場の借上料を充てるということと、それから、現在施設整備基金に毎年3,000万円定額で積み立てをさせていただいておりますが、これのおよそ半分を償還に充てまして、合わせて3,100万円の償還に充てていきたいということを考えております。したがって、土地の償還に関

して構成市に御負担をかけないように留意してまいりたいと思っております。

利用料金の還元金につきましては、現在、年によりまして、協定の内容によって若干差がありまして、多い年は1,000万円を超えている。少ない年は500万円から600万円ということになっておりまして、平均すると現在3カ年で700万円ほどになっています。今後、毎年700万円利用料金が入ってくるかどうかというのは、やはり集客に大きくかかわっている部分でございますので、指定管理者とも集客にある程度しっかり努めて、利用料金の還元金が出ますように私どもも鋭意努力してまいりたいと考えております。

○議長（磯山 亮君） 坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） 若干補足させていただきます。大規模修繕等の今後の予定でございますけれども、昨年度も実施いたしました空調機の修繕が1台だけではございませんので、これからも大きな修理が必要になってくる。あるいは、大きなところではエレベーターも20年以上たっておりますので、こちらも大きな修繕が必要になってくる。あるいは、屋上の防水についても大きな金額がかかるというようなことを想定いたしているところでございます。

それと、利用料金の還元金については、予算書の諸収入の中の雑入というところに計上いたしておりますので、確認できる場所ではその予算書の中で確認をいただければというふうに思います。以上です。

○議長（磯山 亮君） 西畑議員。

○6番（西畑春政君） こちらの報告書からは読み取れないということではいいんですか。収支報告明細からはどのくらい戻るかということは見えないの。読めないのか。その辺、再答弁お願いいたします。

○議長（磯山 亮君） 西畑議員、すみません。指定管理の報告書のほうですか。

○6番（西畑春政君） そうです。

○議長（磯山 亮君） 48ページに書いてあるのではわかりづらいという御趣旨でよろしいんですか。組合の還元金については額が出ていると思うんですけど。

○6番（西畑春政君） マイナス528万、ここね。この数字がこの中では見えないので、どこを見ればいいか。結局、還元金がありましたよね。1億円以上の場合には3対7という形はいいんですけれども、3対7の数字は、だから、10割の数字はこの中にあるのかどうかということね。これでは読めないのかどうかということなんです。

○議長（磯山 亮君） 事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 今御指摘いただきました収支報告明細では指定管理者の利用料

金収入は記載されておりますので、こちらで収入総額は見ることができます。ただ、基準額は、先ほどお話しいたしましたように、年度によって9,000万円であったり、1億円であったりということで変わってまいりますので、年度協定書というものを参照していただかないとわからなくなっております。

それから、その何割、何%が組合の還元金になるかということも年度協定の中で決めさせていただいております。今のところ、3年間30%ということで毎年きておりまして、今後もでき得る限りそれ以上の数字にはしたいと考えておりますが、これも協定書のほうで確認していただくような事項になりますので、この事業報告書にはその割合等は記載されておられません。

○6番（西畑春政君） 数字がないのね。ここには載っていないということね。

○事務局次長（神田正彦君） はい。

○議長（磯山 亮君） よろしいですか。ほかに。朝木議員。

○4番（朝木直子君） これは管理者に質疑をしながら、議会の問題ではあるんですけども、まず質疑のほうを先にさせていただきます。

議会費です。まず伺いますが、3カ月分ぐらいの不用額が出ておりますけれども、その理由について伺います。17ページです。議員報酬です。すみません。

○議長（磯山 亮君） 事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） それでは、議員報酬につきましては、まず組合議長が不在の期間がございますので、そういったところでの役職加算分の不用額が発生しております。それから、大きなものとしては委託料が16万7,000円ほど出ておりますが、これの不用額というのは……。

○4番（朝木直子君） 伺ったのは議員報酬だけです。ごめんなさい。わかりにくくて、失礼しました。議員報酬のところをお伺いしたので、すみません。言葉が足りなくて失礼いたしました。

○議長（磯山 亮君） 朝木議員。

○4番（朝木直子君） それで、議員報酬についてなんですが、私は受け取り拒否をして供託させていただいているところではあるんですが、過去にも同じように受け取り拒否をされていた議員がいるというふうに伺いましたけれども、その経過について伺います。

○議長（磯山 亮君） 議事の都合につき、暫時休憩いたします。

午後3時32分 休憩

午後3時34分 再開

○議長（磯山 亮君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 過去において組合議会の議員さんで供託をされた方が何名かいらっしゃいます。その理由といたしましては、やはり御本人からの申し入れに基づきまして、議員任期中の報酬については受け取らないということで一致していたかと思えます。

○議長（磯山 亮君） 朝木議員。

○4番（朝木直子君） 26年度ということですので、まず26年度について伺います。恐らく私と同じように、自治体の議員報酬をもらいながら、こちらの組合議会で報酬を受け取ることが二重の受け取りではないかと思うんです。私自身はそうなんですけれども、昨年度の事務報告書を見ましても、議会は開催日数が2日ですよ。それから監査についても4日。であるにもかかわらず、議会については月額9,000円、議長については1万2,000円の月額報酬が支給されていることについて、過去にはそれがおかしいのではないかというふうな議論があったと聞いておりますが、まず26年度についてこのような議論があったのかどうか伺います。

○議長（磯山 亮君） 坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） 26年度にそのような議論があったということはありません。

○議長（磯山 亮君） 朝木議員。

○4番（朝木直子君） 過去にはありましたでしょうか。では、26年度以前についてはございましたでしょうか。

○議長（磯山 亮君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 過去にはそういう御提案がありまして、そのときは議員報酬の引き下げということでお話がございました。それで、実際に議員報酬を引き下げたというふうに記憶しております。

○議長（磯山 亮君） 朝木議員。

○4番（朝木直子君） 討論もしようかなと思っているんですが、やはり今年度についても議会が予定では2回ですよ。大体2時間程度ですよ。26年度についても、昨年度の議員に聞きましたけれども、監査についても、議会についても大体2時間程度だというふうに伺っています。

そうすると、年間4時間ぐらいの会議をするために月額報酬を支給されているという私た

ち自身について、先ほど監査の方からもやはり財政状況が厳しいというふうな御指摘もありましたから、年間110万円ぐらいについてもっと有効に利用者のために予算を振り分けるべきではないかと思えます。ここは議会なので皆さんと自由討議というわけにはいかないでしょうけれども、この点については強く指摘させていただきますので、各議員さんについては、やはりこの点は適切なのかどうか御検討をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（磯山 亮君） ほかに質疑はございますでしょうか。大林議員。

○10番（大林光昭君） それでは、質問させていただきます。

監査の報告で、分担金が700万円ぐらい増額を前年度に比べてして、これは消費税が5%から8%に増えた部分と、あとは財調で崩している部分というふうに報告がありましたけれども、5%から8%の純粋な部分の金額の影響というのがどれぐらい出ているのかわかればお聞かせください。あわせて、8%から10%に2017年4月から上がるわけですけれども、このときにどれぐらいの影響が出るというふうに見込んでいるのか。これもあわせてお聞かせください。

○議長（磯山 亮君） 事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） まず、5%から8%に引き上げたことによりまして、一番大きな組合の支出としては指定管理料がございまして、これがちょうど700万円ほどになっています。そのほかに組合の支出には修繕料とか、工事費とかございましてけれども、これらについては実際に発生しないと金額が確定できないということもありますので、この不足分については構成市にお願いするのではなく、財政調整基金の取り崩しの中で対応していこうということで充てさせていただいております。

それから、今後、消費税が8%から10%に上がった際には、やはり指定管理料の部分で500万円ほど多くかかってまいります。これについてはまた再度構成市さんにお願いしたいというふうに考えております。

○議長（磯山 亮君） 大林議員。

○10番（大林光昭君） ありがとうございます。これからまた10%に上がるときに500万円ぐらいというお話でございました。歳出削減という御努力も当然いただいているわけですけれども、一方で歳入増ということも考えていかなければいけないと思っております。先ほど集客の努力というようなお話もありました。

以前、集客について議論をさせていただいたときに、記憶なんですけれども、安全管理と顧客満足度の問題があって、一定の限界があるだろうというようなことであつたかと認識を

していますけれども、来年度以降、今年度も含めて、努力によってどれくらいまでは増やせるという部分があるのかについてお聞かせください。

○議長（磯山 亮君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 従来組合が直営でやっておりましたころは、1,200人ぐらいになるとお客様の満足度が下がるであろうというふうに見ておりました。これはプラネタリウムの上映回数によって、やはり来たお客様の7～8割がプラネタリウム、映画をごらんになりますので、250席全てが埋まったとして、それぐらいが施設キャパになるのかと。あるいは場内の安全管理上の目が行き届くのも、職員の実感としてそれぐらいになるのかなというふうに考えておりました。

ところが、指定管理者になりまして、入館者数が飛躍的に伸びる中で、指定管理者のほうもそれに対応したスタッフの教育研修、あるいは人員の配置増を行っております。そして、さらに大きなのが、プラネタリウムの回数を増やしております。特にお客様が多い日は臨時で閉館後の5時以降にもプラネタリウムをやるなど努力を重ねておりまして、そういった意味で、施設キャパシティが今は1,500人以上です。

先日は、10月11日の日に過去最高で2,584人というお客様がございました。このときの状況を聞いてみましたが、それほど大きな混乱はなかったということです。これは非常に例外的でございますけれども、現在、かなり多くのお客様が日ごろ日常的にいらっしゃる中で、1,500人、2,000人という利用者が頻繁にあっても対応できるだけの体力はついてきているのかなというふうには考えています。

ただ、これも限界がございますので、やはり安全対策が十分行き渡れるところを十分に考えて、あまりむやみに一度に人が入って危険になるとか、そういったことがないように注意してまいりたいと思っております。

○議長（磯山 亮君） 大林議員。

○10番（大林光昭君） ありがとうございます。そうすると、まだ伸びしろはあるんだという認識でよろしいでしょうか。そうすると、集客ということもやっていくということが必要かなと思います。今、地方創生ということで各市町村がさまざまな取り組みをしている中で、西東京市においても西武鉄道さんに御協力をいただいて、多摩六都科学館も含めて広告ということでやっております。そういう各市の新しい人口維持に向けた取り組みとの連携をどういうふうにお考えになっていらっしゃるかをお聞かせいただきたい。

それから、事業報告書の36ページに出ていますけれども、圏域5市の小学生新1年生に券

を配っているかと思います。招待券の利用率をいかに上げていけるかということも、少子化ではありますけれども、大変重要な取り組みだと思っておりますけれども、この配布と利用していただく取り組みについて、これまでどのような取り組みをしていて、今後どうしていくのかもお聞かせいただきたいと思っております。

あわせて、多摩六都科学館のホームページのアクセス数の推移についてもわかれば教えていただいてもよろしいですか。

○議長（磯山 亮君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） まず最初に、各市との連携の部分でございますけれども、指定管理者制度になりましてから、逆に各市との連携を強めるようにしております。なるべく組合が仲立ちをいたしまして、構成市の各部署との連携。例えば現在、秋のシニアキャンペーンというのをやっておりますが、これは60歳以上の方々への割引を兼ねて集客を図っていくというものです。これについては、各市の高齢者担当のところに御協力を要請して、老人会の説明会とか、あるいはお年寄りが多く集まるところに指定管理者が出向いて行って、こういうキャンペーンをやっているという訪問PRなどを行わせていただいております。

それから、構成市の産業振興担当とも連携をとらせていただきまして、春のグルメフェスティバルとか、あるいは日曜日に館庭での物品販売を行っていただくといった地元の事業者さんとの連携を深めているようなことも行っております。

そして、何より今、若い方々が増えているというところもございますので、そういった子育て世代の若い方で、まだ地域の方でよく御存じでない方にも科学館のことを知っていただくということで、各市が市民課の窓口で転入される方に科学館のパンフレットを配っていただいたりといったようなこともしております。

またその一環にもなるんですが、新1年生の入学祝い招待券のPRも非常に重視しております。配布するとともに、やはり利用率がなかなか上がらないというのが課題になっております。ただ、これも組合がやっていたころは25%以下だったのが現在は30%以上になっていまして、指定管理者のほうでも、この入学祝い招待券の利用促進のためのさまざまなPRなどを行っております。今後も、これについて目標としては半分ぐらい、50%ぐらいまで高めていきたいという夢を持っております。

それから、最後の科学館のホームページのアクセス数なんですが、大変申しわけございません。この数値は現在報告をいただいておりますので、今度確認をして、また機会がございましたときに報告させていただきます。

○議長（磯山 亮君） 大林議員。

○10番（大林光昭君） ありがとうございます。さまざまな取り組みをやっていただいていることはわかります。子どもの招待券も券1枚にもお金が当然かかりますので、できれば多くの方に利用していただきたいですし、やはり子どもたちが一回見に来ることが最初のところになるかと思えます。指定管理者にして5%上がったということは、何らかの手法が効果を出しているのだらうと思えますので、その辺もぜひ研究をしていただいて、我々も当然組合の議員として地元市と連携をとりながら、どのような形でより多くの圏域の子どもたちに参加をしていただけるかということは、私自身も西東京市においては協議をし、努力をさせていただいております。そういったところもぜひ御意見を聞いていただきながら、取り組んでいただければありがたいと思えます。

それから、集客ももちろんですけれども、これまでも議会で議論されておりますけれども、寄附であるとか、あるいはネーミングライツであるとか、さまざまな形での歳入確保というのは考えられると思えますので、こういったものについても引き続き御努力をいただきたいということを意見で申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（磯山 亮） 斉藤議員。

○5番（斉藤 実君） 初めてなのでお伺いしたいんですけども、まず、基金の残高がありますけれども、適正な金額というのはこの科学館としてどのくらいが適正なのか。例えば設備について前年度に比べれば半分に減っている。それは駐車場ということがあったので、今年度の現在高が適正なのかどうなのか。多ければ多いというふうには思うんですけども、どのくらいが適正なのかちょっと教えてください。

それと、こういうところですから、施設のリニューアルといいますか、プラネタリウムが新しくなってあれだけ話題になれば、当然来る人も増えると。ただ、それが5年、10年たつて古くなってしまうと、またそこで何か考えなきゃいけない。そういう意味では資金繰りが結構大変なのかなと。

それから、大規模改修は一応終わっているみたいですが、これから10年、20年先には全館の建て替えみたいなことも含めて、将来的な資金計画は当然つくってあるというふうにいるんですけども、その辺の資料があればいただきたいと思うんですけども、その2点、お願いします。

○議長（磯山 亮君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） まず基金残高でございますが、財政調整基金につきましては、

これまでおおむね七、八千万円ぐらいを組合の適正規模としてまいりました。これは、構成市さんの意見を伺う中で決めてきたものでございますけれども、組合の財政規模、それから利用者からいただく利用料金の1年分のほぼ平均ぐらいということで、大体それぐらいが自主財源1年分ということで財政調整基金相当分になるのではないかと考えてきております。

それから、施設整備基金につきましては、やはり今後の大規模改修、リニューアルを考えますと、本当に幾らあっても足りないぐらいなのでございますが、先ほども説明申し上げましたとおり、積立金が年3,000万円から1,500万円ぐらいになっておりますので、それに指定管理者からの利用料金還元金等をプラスアルファしていても、なかなか大きな金額を積み立てていくのは困難なことと考えています。

ただ、施設の老朽化等に対応するために、おおむね30年間ぐらいのスパンで大規模修繕計画をただいま策定中ですので、これにあわせまして財政面での計画も検討している最中でございます。基金のほうも大規模修繕と施設リニューアルに合わせて適切な時期に適切な金額を積み立てていけるように検討してまいりたいと思います。

現在言われておりますのは、プラネタリウムで大体15年ぐらいが耐用年数と言われております。また、展示等を見ていますと、5年から10年の間に相当科学技術が進歩しますので、展示のほうも古くなってしまふというものもございます。そういったことから、適宜展示更新も必要なかなというふうに思っております。

○議長（磯山 亮君） 齊藤議員。

○5番（齊藤 実君） せっかくこういういい施設があるので、子どもたちが喜ぶような形の展示内容はぜひ必要かなというふうに思います。そうはいつでもお金がかかることでありますので、しっかりとした資金計画を早急に立てていただきたいなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（磯山 亮君） 御意見ということでお伺ひします。

それでは、ほかに御質問。村山議員。

○3番（村山淳子君） 指定管理者さんのほうでいろいろな事業をしていただいて、アウトリーチ活動の支援を行っていただいているんですけれども、先ほど子どもたちの集客というか、子どもたちに来てもらうとかという話もありましたが、事業報告の26ページのところにも、各小学校に出向いて実験ショーとかを行っていただいているということですばらしいなと思ったんですが、東村山市でいうと大岱小学校の78名が学習をさせていただいているんですけれども、こういう活動をもっと多くやっていただくことで、子どもたちが科学、理科に関心

をさらに深めてもらえるのかなど。

あと、教員に対しての研修も行っていただいているようなんですけれども、やはり専門的な知識を持って小学校の先生が子どもたちに教えるというのはなかなか難しいということで、サイエンスティチャーとかを東村山でも前は行っていたんですけれども、今はそれがいい形で進んでいけばということで市のほうでも見ていますが、その辺のところの取り組みをもっと深めていただけたらなということで、今年度もやっていただいていると思うんですが、今までの経過とか、今後の予定があればお願いいたします。

○議長（磯山 亮君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） まず、アウトリーチ活動ですけれども、こちらは学校さんに希望を伺いまして、学校のほうからの要望があったところに出向いております。全て圏域5市の中の小学校、中学校ということでやっております。今のところ、割と常連さんというか、決まったところからよくお声がかかるんですが、まだ今まで一度も行ったことがないとか、あるいはなかなか科学館と御縁がないというところもありますので、今後はさらにそういったところと連携が図れるように、アウトリーチ活動を含めて努力してまいりたいと思います。特に遠隔地にある学校、あるいは子どもたちに対しての配慮は非常に重要であるということをいろいろな形で伺っておりますので、これについては重点的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、教員研修でございますが、従来、東京学芸大学と連携して、東京学芸大学の先生を講師に招いて、主に圏域の小学校、中学校の教員の方々のスキルアップの研修を夏休みにやっております。今の傾向でいいますと、以前は理科の先生が来て理科のスキルを高めていくというのが多かったんですが、最近は若い先生が理科が苦手だという方が増えていらっしゃいまして、実験とかを手とり足とり教えてほしいというような御要望が出ていますので、そういった内容にシフトして実施をしております。

もう1つ、教員研修を夏休みにやっているんですが、都の教職員研修センターと連携して、東京都の事業としてやっていただいております。東京都の各地域から先生が集まっていっていらっしゃいまして、科学館の例えば自然のゾーンというのは、雑木林だったところなどを活用して実際に植物を観察したり、生き物を観察したりして、身近なところのそういった生き物観察の事業のスキルを高めていこうというような、かなり実践的な研修などを行っています。これも毎年応募者が定員を超えるというような好評をいただいておりますので、都教研のほうからはぜひ来年もやってほしいという継続の御意思をいただいております。

○議長（磯山 亮君） 村山議員。

○3番（村山淳子君） やはり幼いころに科学に興味を持つことで、それこそノーベル賞をもらえるような人が出てくるのかなと思うと、せっかくこの地域にある科学館ですので、ぜひそういう影響力を持って進めていただけたらと思います。以上です。

○議長（磯山 亮君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯山 亮君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ある方は挙手をよろしくお願いします。朝木議員。

○4番（朝木直子君） 2014年度決算につきまして、私は不認定の立場で討論いたします。

組合議会の報酬について、議会の開催日数は年間2日、1回2時間程度の会議時間であるにもかかわらず、月額9,000円から1万2,000円、年額10万8,000円から14万4,000円の議員報酬や、また議会選出の監査委員についても、監査実施は年間4回、1回2時間程度であるにもかかわらず、議員報酬に上乘せして月額8,000円が支出されていることは適切とは言えないと考え、2014年度決算の認定には同意できません。厳しい財政状況を考えれば、議会自らが条例改正をして、年間110万円超の議員報酬は、子どもや高齢者などの利用者により有効な予算に振り替えるべきと考えます。以上。

○議長（磯山 亮君） ほかに討論ございます方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯山 亮君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、議案第12号「平成26年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯山 亮君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（磯山 亮君） 日程第7「議案第13号 平成27年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山管理者。

○管理者（丸山浩一君） 議案第13号「平成27年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,666万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,234万7,000円とするものでございます。

後ほど、事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯山 亮君） 続いて、補足説明を求めます。坂口事務局長。

○事務局長（坂口基成君） それでは、議案第13号「平成27年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」について補足して御説明させていただきます。

補正予算書（第1号）の1ページをお願いいたします。平成27年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,666万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ5億1,234万7,000円とするものでございます。

内容は、事項別明細書により御説明いたします。

6ページをお願いいたします。財産収入は、利子及び配当金を実績から5,000円減額し、第5款繰入金は財政調整基金繰入金を財源調整のため136万6,000円増額し、第6款繰越金は前年度繰越金として1,002万3,000円を増額し、第7款諸収入は、雑入に指定管理者利用料金還元金として528万円を増額するものであります。還元金につきましては、平成26年度の協定書によりまして、利用料金収入が1億円を超えたとき、その超えた分の30%を組合に納付することになっているものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、1,666万4,000円を増額するもので、内訳は、一般管理事務費、第11節需用費の修繕料について施設設備等の補修分として600万円を追加し、大型空調機の修繕等を予定いたしております。

第14節使用料及び賃借料については、展示棟ガスヒートポンプ空調設備リースを53万円、第15節工事請負費、施設維持補修工事を152万4,000円、それぞれ実績により減額するものでございます。

第25節積立金につきましては、前年度の決算剰余金、利用料金還元金などを財政調整基金、施設整備基金へそれぞれ308万円と963万8,000円を積み立てるものでございます。

第3款事業費につきましては増減はございませんが、第13節委託料について、115万6,000円を駐車場整備に係る工事監理業務（その2）から減額し、緑地協議支援業務を増額するものでございます。これは、今後予定しております館庭西側の整備に伴い、科学館全体の緑地の確保に関して、東京都環境局との協議が改めて必要になるため計上するものでございます。

平成27年度一般会計補正予算（第1号）についての説明は以上でございます。

○議長（磯山 亮君） これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯山 亮君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯山 亮君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号「平成27年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯山 亮君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後4時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 磯 山 亮

多摩六都科学館組合議会議員 斉 藤 実

多摩六都科学館組合議会議員 西 畑 春 政

多摩六都科学館
組合議会会議録

平成27年 12月発行

編集兼
発行者

多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982
内 (223)